

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成23年10月6日(木) 11:00~11:56(56分)

(開催場所)

室蘭開発建設部2階会議室

(出席者)

当局側(室蘭開発建設部)

坂田 尚樹(室蘭開発建設部次長)、船木 淳悟(室蘭開発建設部次長)、
石井 正樹(室蘭開発建設部次長)、本田 裕一(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合室蘭支部)

島 一雄(執行委員長)、小坂 英人(副執行委員長)、中野 久嗣(書記長)
小山内 健(執行委員)、橋場 浩一(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部における職場環境(本部庁舎文書庫等)の整備について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、交渉議題として取り決めた2点について回答(別紙のとおり)。

(発言概要)

【議題1:当部における超過勤務の縮減について】

○ 職員団体側から

- ・ 職員の超過勤務実態は、極めて厳しい状況にあると考えているが、当局としてどのように認識しているのか。
- ・ 事務、技術を問わず、年度末や年度当初の業務繁忙期にあっては、超過勤務が増加傾向にあるが、業務のピークカット及び平準化の取組や、現在検討を行っている超過勤務縮減のための具体的な方策について聞きたい。また、月60時間、80時間を超える超過勤務を行う職員がいる現状が適正であるとは考えておらず、引き続き、適正な定員配置、業務の進行管理、業務の平準化の徹底を求める。
- ・ 管理職の中には、業務内容や進行管理を考えず、ただ単に、表面上の超過勤務時間を減らすことのみで終始している管理職がおり、その結果、一部ではサービス残業が発生している実態にあると聞いているが、当局の認識如何。
- ・ 月60時間を超える超過勤務を行った職員については、超過勤務手当の引上げ分の支給又は超勤代休時間を指定できることとされており、あくまで本人の希望により決定されるものである。部の方針として、管理職から超勤代休時間の指定を優先するよう指導されるため、超過勤務手当の引上げ分の支給を希望し難いとする職員や、業務が多忙であるため、年次休暇すら取得しきれない状況にも関わらず、やむなく超勤代休を指定する職員がいると聞いている。従来、制度の趣旨、考え方については管理職員に対して指導し、職員に周知するよう求めていたが、管理職への指導は行っているのか。
- ・ 週休日、休日における出勤実態を聞きたい。また、出勤した職員たちは振替がされているのか。
- ・ 調査報告等の作業依頼について、依然として改善を求める声が上がっており、中でも調査期限に関するものが多い。

○ 当局側から

- ・ 平成23年度の8月末までの超過勤務状況は、平成22年度の同時期に比して、月平均で1割程度減少している。部門別では、事務部門は概ね横ばい、河川部門は1割程度減少、道路部門は2割程度増加、機械電気通信部門は1割程度減少、企画部門は4割程度減少、ダム管理部門は5割程度減少、港湾部門は4割程度減少、農業部門は6割程度減少している。超過勤務の主な要因としては、人事異動に伴う事務処理、会計検査対応、災害対応等によるものである。
- ・ 超過勤務の縮減に当たっては、業務の簡素・効率化に努めているが、例えば、工期末が重なると、おのずと設計変更時期も重なってしまうことから、工事の発注に当たっては、なるべく工期が重ならないよう年内又は1月を工期末とするといった取組を行っている。今後も、業務推進工程表の作成による業務全体の把握と、きめ細かな業務の進捗管理、定時退庁日における課所等への調査・資料作成等の依頼の抑制、重複したメンバー・会議の見直し、ASP等を活用した情報の共有化、繁忙期における出前による設計書の本部審査等を徹底し平準化等に努めていく考えである。
- ・ 超過勤務について、管理者は、業務遂行上の必要性のほか、職員の健康の面や、超過勤務手当予算等をも勘案の上、職員に対して超過勤務を行わせるかどうか判断し、命じているところであり、引き続き、管理者、職員への指導の徹底に努めていきたい。
- ・ 超勤代休時間の指定に関しては、課所長会議等において指導しており、当局としては、超勤代休時間制度が、長時間超過勤務を行った職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであるとの趣旨に基づき、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合を除き、超勤代休時間の指定に努めるよう、今後とも管理者を指導したい。
- ・ 平成23年度の8月末までの週休日・休日の出勤状況は、平均して約1.3%、平成22年度の同時期においては、約1.1%となっている。出勤に至った主な要因として、浦河方面において7月に発生した落石・土砂崩れに対し、約50名の職員がその対応に当たったことなどがある。週休日、休日において出勤した職員については振替等の措置がされるよう努めている。
- ・ 本部から事務所等への資料作成等の依頼については、課長補佐等以上の役職者自らが、重複の有無等依頼する項目及び内容を十分吟味し、依頼内容を必要最小限にするよう指導しているところである。また、平成22年6月には定時退庁日の15時以降、他課所等に対し、同日の勤務時間外に事務処理をさせるような依頼等は控えるよう指導しているところであり、職員の負担とならないよう、引き続き指導を徹底していきたい。

※文責は室蘭開発建設部当局（今後修正等があり得る。）

交渉議題に係る回答メモ
(2012年度勤務条件改善に関する要求)

平成23年10月6日

(1) 当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

(2) 当部における職場環境（本部庁舎文書庫等）の整備について

当局としては、配付予算の範囲内で緊急度合等を勘案しながら、安心して働ける職場環境の整備に引き続き努めていく考えである。